

県内初！「草津市メルカリShops」始めました！



クリーンセンターに搬入された「まだ使える状態の良い」粗大ごみは、ごみの減量や循環型社会の推進、環境負荷の低減を図るため、簡易な修繕をするなどして、順次フリマアプリ「メルカリ」へ出品しています。皆さん、ぜひご利用ください。

- 他**・購入には「メルカリ」への会員登録が必要で
- 商品がクリーンセンターでの現地引取のみです

問 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター1階)
 ☎562-6361、FAX566-1694



免除・猶予された国民年金保険料の追納



国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の受け取り額を増やすために、追納制度を利用しましょう。

※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が上乘せされます。追納する場合、古い月の分から順に納めていただくことになります

問・日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一)
 ☎567-2220、FAX562-9638
 ・保険年金課(1階)
 ☎561-2367、FAX561-2480

犯罪のない明るい社会を築くために

模擬ケース検討会

●テーマ「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、学習するための検討会です。誰でも参加できますので、詳しくは、事務局にお問い合わせください。

とき	ところ
6月28日(土)	矢倉まちづくりセンター
	笠縫まちづくりセンター*
7月5日(土)	草津まちづくりセンター
	志津まちづくりセンター
7月12日(土)	渋川まちづくりセンター
	玉川まちづくりセンター
	南笠東まちづくりセンター*
	常盤まちづくりセンター
7月19日(土)	大路まちづくりセンター*
	山田まちづくりセンター
	老上西まちづくりセンター
7月26日(土)	笠縫東まちづくりセンター

- 🕒 13:30～(2時間程度) ※10:00～
- 他**・今年度から名称が「一般公開ケース研究会」から「模擬ケース検討会」に変わりました
- 市更生保護女性会では、地域の子育て支援などに一緒に活動できる人を募集しています。興味のある人は、お問い合わせください

問・市更生保護女性会事務局 ☎・FAX568-0360
 ・健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482

オンラインで団体登録手続きができるようになりました！ ～資源回収活動事業推進奨励金～



町内会や子ども会などの団体が、古紙類や古着類などを資源として回収する「資源回収活動」を実施すると、市から奨励金の交付を受けることができます。交付には、活動団体として登録が必要です。オンラインで簡単に申請できますので、詳しくは、市ホームページをご確認ください。



- 奨励金額**
- 回収した資源 1kg 当たり 5円
- 回収活動 1回 300円 (当該年度で上限3,600円)

申・問 資源循環推進課 (馬場町、クリーンセンター1階)
 ☎562-6361、FAX566-1694

やまびこ教育相談室 土曜日の電話相談を開始しました



不登校児童生徒への支援として、やまびこ教育相談室では月～金曜日に、電話相談を実施しています。加えて、土曜日の電話相談を開始しました。不登校や行き渋りなどで悩んでいる人はご相談ください。

- 🕒 ●土曜日 10:00～17:00 ☎514-7350 (8月9日、16日、12月27日、来年1月3日、3月28日を除く)
- 平日 9:00～17:00 ☎563-1270
- 問** 教育研究所(青地町) ☎563-0334、FAX563-0117



児童手当の6月現況届



現況届の提出は原則不要です。提出が必要な人には、現況届提出依頼を送付しましたので、必ず提出してください。提出がないと、今後の支給ができません。

他 転入・出生された人は、新たに申請要(転出予定日・出生日の翌日から15日以内に申請)

申 6月2日(月)～30日(月)(必着)に、直接か郵送、オンライン申請(マイナポータル)で

申・問 こども家庭若者課 (さわやか保健センター2階)
 ☎561-2364、FAX561-6780

忘れずに納めましょう

市・県民税(全期・1期)
 国民健康保険税(1期)
 納期限(口座振替日) 6月30日(月)

- ・コンビニやスマートフォン(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です！
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
 問 納税課(1階)
 ☎561-2311、FAX561-2479

受給券の更新手続きをお忘れなく！



福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券(助成券)の有効期限は、7月31日(木)です。現在助成を受けている人には、6月中旬に更新の申請書を送ります。新規の人は、窓口で申請してください。

更新手続きが必要な福祉医療費助成項目一覧

助成項目	対象
障害者(児) 自 障害老人 自	【次のいずれかに該当する人】 ・身体障害者手帳所持者(1～3級) ・療育手帳所持者(A1・2、B1・2) ・特別児童扶養手当支給対象児童(1級) ・精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)
65～74歳老人 ※一部負担金あり	本人と配偶者、扶養義務者の市民税が非課税の人
母子・父子家庭 自 所	18歳到達後の年度末を迎えるまでの子と、その子を扶養している母子(父子)家庭の母(父) ※父母のいない児童も対象です
ひとり暮らし寡婦 自 所	かつて母子家庭の母として、20歳未満の子を扶養して、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続し、今後も続くと見込まれる65歳未満の人
ひとり暮らし高齢寡婦 所 ※一部負担金あり	65～74歳で、ひとり暮らし寡婦の要件を満たす人
精神障害者(児) 精神障害老人 ※精神科通院医療費のみ助成	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)で自立支援医療(精神通院医療)の受給者

自 自己負担金が必要な場合あり **所** 所得要件あり
 ※乳幼児・子ども医療の受給券を持っている人の更新手続きは不要です
申・問 保険年金課(1階) ☎561-6975、FAX561-2480

後期高齢者 医療保険料

保険料の決定通知書は、特別徴収(年金からの引き取り)している人も含め、7月中旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月などを記載しています。
問 保険年金課(1階7番窓口) ☎561-2358、FAX561-2480

今年度の保険料額〔①+②=1年間の保険料〕

現在、特別徴収している人の保険料は、仮徴収額として令和5年中の所得で計算しています。令和6年中の所得で再計算した保険料は、7月に通知します。

①所得割	(前年の所得 - 43万円※) × 9.56%
②均等割	48,604円
賦課限度額	80万円

※合計所得金額が2,400万円以下の場合

軽減制度

世帯主と被保険者全員の総所得金額などが基準額以下の人は、均等割額を7割・5割・2割軽減します。健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間に限り、均等割額を5割軽減し、所得割額はかかりません。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。

減免制度

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。

!
不審電話・訪問に注意してください

全国各地で、市や広域連合などの職員を装って、金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報聞き出ししたりする事件が起きています。不審な電話や訪問など「おかしい」と思ったら、保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、☎522-3013、FAX522-3023)へ連絡してください。